

平成25年度（第15回）橿原市生活安全推進協議会 会議録

日 時：平成25年11月20日（水） 午前10時00分～11時30分

場 所：橿原市役所4階 委員会室

出席委員：13名

関係者：別紙「平成25年度（第15回）橿原市生活安全推進協議会席次表」による。

事務局：7名

傍聴者：1名

議 事：1 平成24年度の提言に対する経過報告について

2 橿原警察署管内の犯罪情勢等について

3 意見交換

4 その他（まとめ）

会 議 録

（司会 事務局）

【危機管理室長挨拶】

【新委員紹介】

【資料確認】

（事務局）

議事に入りたいと思います。条例施行規則第三条第二項により「会長及び副会長は、委員の互選により定める」となっておりますが、前回までは会長に副市長、副会長には自治委員連合会長にお願いをしておりましたが、今回の委嘱に際しましても同様にさせていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、それでは、会長に副市長、副会長には、自治委員連合会長に決定されました。よろしく願いいたします。副市長 会長席にご移動をお願いします。それでは、本協議会の会長、副市長より皆様方に、ご挨拶を申し上げます。

（会長）

あらためまして皆様おはようございます。本日の生活安全推進協議会にご出席いただき、ありがとうございます。市民の皆様を守るため、各機関の連携を図っていただくための会議であり、今回で15回目でございます。これまで14回を通じまして、色々取り組みいただきましたが、今回もよろしく願いいたします。以上簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

（事務局）

ありがとうございました。それでは、「橿原市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則」第3条の規定により、議事進行につきましては、会長が議長となつて行うことになっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

（会長）

それでは始めさせていただきます。まず、「橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」第9条によりまして、協議会等の会議につきましては、原則として公開となっております。

ますので、本日の会議につきましても公開とさせていただいてよいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、ご承認いただけたということで、公開により会議を進行させていただきます。本日傍聴を希望しておられる方がお一人おられますので、入室をお願いいたします。

(傍聴人入室)

それでは次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。最初に議事の2番目に当たります平成24年度の提言に対する経過報告を、まず関係職員から説明を行います。次に、議事第3の櫃原警察署管内の犯罪情勢等について、櫃原警察署の方から説明をしていただきます。その後、議事第4の意見交換という形で進めさせていただきます。それでは、第2番目の平成24年度の提言に対する経過報告につきましても、関係職員からの説明をよろしくお願いいたします。

(学校教育課長)

まず一つ目の安全・安心メールの不審者情報の見直しについて、報告させていただきます。前回の協議会で不審者情報が数日後に届くことがあり、できるだけ早く届くよう体制の改善を図るようにとの提言をいただいております。教育委員会では、不審者に遭遇した場合、出来るだけ早く警察に連絡するよう各学校に指導しております。子ども安全・安心メールにつきましては、誤った情報を流すとかえって混乱を招くこともあることから、正確な情報を得ることが重要であると考えています。それらの理由により、被害にあった児童生徒から詳しく状況を聞き、保護者の了解を得た上で発信しております。したがって、事実確認や保護者の了解をいただくのに時間がかかり、発信が遅くなるケースもございます。しかし、一方、即時の発信につきましても、不審者予防や再発防止にとって欠かせない要素と考えており、少しでも早くメールの発信ができるよう、学校での事実確認等を迅速に行なうなど、校長会で指示しております。

現在のメールの登録者数が、11月15日現在で6,335件となっております。不審者情報の推移ですが、2009年が45件、2010年が49件、2011年が33件、2012年が39件となっております。

続きまして防犯ブザーの活用指導についてということで、報告をさせていただきます。櫃原市では幼稚園入園時に、防犯ブザーを配布する際、新入園児やその保護者に対して、その使用の仕方など各園で指導しています。小学校では、新入生を対象として、「被害防止教室」のなかで防犯ブザーの活用も含め不審者への対応について、生活安全課の方に指導していただいております。また、「防犯教室」など各校の実態に合わせて実施しています。咄嗟のときに、子どもたちが防犯ブザーを活用するためには、学校や家庭で使い方を体験させることが大切です。子どもたちに防犯意識を高める指導をするとともに防犯ブザーの点検や使い方については平素から指導するよう校園長会等を通して指示しております。

三つ目の青少年指導時の地域との連携についてです。学校では児童生徒の様々な問題行動を早期に発見し、指導や助言などによって、子どもたちが自らの力で学校や社会に適応できるよう、保護者へのアドバイスを含めた支援を行っております。少年たちを取り巻く環境は悪化しているといわれております。併せて、家庭や地域の教育力が低下したとも言われている状況がございます。「地域の子は地域で守り育てる」を基本に、学校・地域活動との連携、関係機関や市民団体との協力により様々な健全育成事業が必要であると考えております。

前回の会議でご指摘いただきました青少年の犯罪行為についても、青少年センターで指導員の方

が巡回指導に当たっていただいております、平成25年度からは犯罪行為や不審者情報があれば、学校教育課のほうから青少年センターのほうへ依頼し、当該地区を重点的に巡視していただくよう連携を図っており、また、警察とも連携している状況でございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。つづきましてお願いいたします。

(危機管理課長)

私のほうからは、奈良県で実施していただいております、青色防犯パトロール隊のパトロール時間の見直しという提案への対応について、説明をさせていただきます。

県が実施されている「奈良県安全・安心まちづくりパトロール支援隊」は、緊急雇用創出事業を活用し、平成21年7月より民間の警備会社に委託をして実施されているところでございます。橿原警察署管内にありましては、パトロールカー2台で巡回していただいているところであり、稼働時間については、平成21年の開始期より何度か変遷があり、現在では犯罪が多発する夕方時間帯や、学童の下校時間を重視して、午前11時から午後8時までの時間帯にパトロールしていただいているという状況でございます。また、昨年ご提案のありました深夜の時間帯のパトロールについてですが、これにつきましては、本事業が学童の下校時間をターゲットにしていること、また、緊急雇用創出事業を活用していること等から、雇用管理上の問題もございまして、深夜の時間帯のパトロールは困難であるという回答を奈良県からいただいております。以上でございます。

(会長)

引き続き、議事の第3番目にあります橿原警察署管内の犯罪情勢等について橿原警察の方からお願いをいたします。

(橿原警察署生活安全課長)

犯罪情勢について、まず説明させていただきます。橿原警察では、市民の皆様のご協力を得ながら、安全で安心して暮らせる町を実現するため、種々防犯対策に取り組んでおります。しかしながら管内の犯罪発生状況（刑法犯の認知件数）は、10月末時点で、昨年の同期比プラス64件、1388件という数字になっており、昨年までの減少傾向から増加に転じているという大変厳しい状況にあります。中でも、住民の方々が身近に不安を感じる犯罪である、店舗・事業所等への侵入窃盗が53件、昨年と比べて－1件、それと自転車とバイクの盗難あわせて327件、昨年と比べて－11件と、マイナスではありますが、数字的にかなり高い状況です。なお、ひったくりにつきましては、現在15件を認知しております。これにつきましては昨年と比べて－19件という数字で推移しておりますが、それ以外に、ひったくりの時に被害者の方が転倒等で負傷されて、手口上路上強盗になっているという事案が3件あります。これは昨年と比べて+2件というところですが、また、先ほど申しました自転車盗の特徴ですが、発生件数が246件、昨年同期比で－21件ということで、マイナスで推移していますが、刑法犯全体の約18%をも占めている状況です。これら被害の約72%が無施錠での被害ということでもあります。施錠をするように呼びかけてはおりますが、目に見える効果向上にはつながっていないという状況です。引き続き、根気よく広報啓発、防犯指導に努めてまいります。

その他、多い手口を申し上げますと、万引きが203件、昨年と比べまして－8件、万引きが多発しているところにつきましては、イオンモール、それと管内の大型スーパーなどで多発している状況です。それ以外に器物損壊が174件、昨年と比べて+35ということで、これについては車に傷をつけられたとかいうようなことが多数を占めている状況でございます。また、「その他」と

いうものが158件、昨年と比べまして+54件ということで、これは、セルフのガソリンスタンドで、釣銭を取り忘れて、気づいて戻ると無くなっているとか、パチンコ屋さんのICカードを抜き忘れ、それが無くなっているというような犯罪手口です。これらが昨年と比べましてかなり増えているという状況です。逆に、減少しているものにつきましては、住宅を対象とした侵入窃盗、空き巣とか忍び込みを指すわけですが、これが33件、昨年と比べまして-19件というところでございます。

また、車上ねらい・部品ねらいという、車の中の荷物、車の部品、単車の部品を盗むというような手口ですが、これが17件、昨年と比べて-8件というところで推移しております。他には、振り込め詐欺が県内ではかなり発生しているという状況です。当署管内におきましても、残念ながら2件の発生を認知しております。これは昨年と比べまして-1件ということですが、内容的には架空請求、それと融資保証金詐欺、というこの2つの詐欺を認知している状況です。これ以外に、現在、新聞等でもご承知の通り、警察官を騙ったオレオレ詐欺とか、還付金詐欺など、これらの予兆電話が県内で多数発生しているというような状況であります。県内の発生状況を申し上げますと、11月14日現在、72件、昨年と比べまして+16件、被害総額約3億5000万円というところであります。また、被害額が多いのは、社債、未公開株等の金融商品取引をめぐる詐欺ということで、全体の6割以上を占めており、被害総額2億2000万円という状況です。これらの手口は、昔ながらの部分もありますが、手を変え品を変え、巧妙化しつつ発生しているというようなところがあります。また、お金の受け渡しにおきましても、従来振込み型でしたが、最近は手渡し型、それと郵便、宅配便でお金を送らせるという方法に変わってきているような状況もあります。振り込め詐欺については、引き続き、年金支給日における金融機関、ATMにおける警戒活動、それと、自治会や高齢者の方を対象とした防犯講習、各家庭に対する巡回による防犯指導、広報啓発活動、それに加え、金融機関における水際対策の継続、これは金融機関の職員の方による高齢者の方への声かけや、発見した場合の警察等への通報依頼、それらを継続して実施し、被害防止を図ってまいります。

最後に少年非行の状況について、若干申し上げます。当署管内で、10月末で犯罪少年として検挙した少年は113名。前年に比べますと+49人。このうち窃盗犯が71人ということで、これは前年比+27名であり、約63%を占めている状況です。また、触法少年、要は13歳以下の少年で補導した少年が46人、前年比+24ということ。それと犯罪に至らない不良行為少年、要は少年補導の対象、喫煙とか深夜徘徊等の少年につきましては387人ということで、前年に比べますと+174人も増えている状況です。

少年犯罪の特徴ですが、窃盗につきましては、今までも言われておりますように万引き、これと自転車・オートバイの盗難、これらがほとんどです。それと、共犯事件、つまり複数の少年が一緒に犯罪を犯すというような事件が多いということと、先ほど申し上げました触法少年、これが増えてきており、低年齢化という問題になっております。また、当署の特徴でもあろうかと思われませんが、櫃原署管内以外に住んでいる少年の検挙・補導が多いという状況で、イオンとか多数人が集まる店舗等があるというようなことも影響しているものと思われ。引き続き規範意識高揚のために、学校等での非行防止教室の開催や、少年補導員の皆様と合同の少年補導活動、それと警察官による声かけ、少年補導、これらを継続して実施してまいります。今後とも、警察官のパトロールと発生時間帯・場所に的を絞った検挙に向けた捜査活動を強化してまいります。また、啓発活動、交番便り等を活用した情報発信や、少年補導活動を継続してまいります。警察の力のみではなかなか安全・安心は実現できないかと思っております。市民の皆様による自主防犯活動と地域の皆様の目とい

うような部分での協力が必要不可欠であると考えます。引き続き市民の皆様のご協力を得ながら防犯対策に取り組んでまいります。

(檀原警察署交通課長)

資料はございませんが、口頭により交通情勢等につきまして簡単に説明させていただきます。

まず県下の交通事故の発生状況でございますが、一昨日、11月18日現在、交通事故による死者数は35名でございます。これは前年対比-6名ということで、人身事故につきましても、4,447件で前年対比-335件という風に減ってきております。

一方、檀原警察署管内におきましては交通事故による死者数は4名。これは前年対比-2名。人身事故件数が529件。前年対比が+22件。負傷者数、事故により怪我をされた方、これが732名で前年対比+65名。そして、交通事故だけが人の無い事故を物損事故と申しますが、これが4177件で、前年対比+49件となっております。大きな特徴といたしましては、県下におきましては死者数も、人身事故件数も大きく減っておりますが、一方檀原警察署におきましては人身事故件数が若干増えているというような状況です。人身事故につきましては一日に大体1.6件、負傷者数につきましては一日大体2.3人の方が怪我をされておりまして、物損事故におきましては、一日に13件の事故が発生しているというような状況です。この事故の状況の特徴として5つの特徴があります。

まず1点目が、高齢者の死者が多いということです。当署管内、先ほど4名の方が亡くなられていると申し上げましたが、そのうち3名の方が65歳以上の高齢者の方です。ちなみに県下で35名の方が亡くなっておられると言いましたが、そのうち24名の方が高齢者ということで、大体70%以上が高齢者の方がお亡くなりになっているというような状況です。

2つ目の特徴が、当署管内におきまして、檀原市内の発生がほとんどだということです。94%が檀原市の発生です。

3つ目の特徴が、国道24号や165号、169号の主要幹線道路での発生が60%。そして朝6時から午後5時までの時間帯で71%の事故が発生しており、事故の態様では追突が40%、交差点の出会い頭が30%で、この2つの種類の事故がほとんどを占めるというような状況です。

このような厳しい状況におきまして、奈良県におきましては第9次奈良県交通安全計画が策定されており、平成27年度までに交通事故死者数を限りなくゼロに近づける、具体的には30人以下を目標に各種の施策を実施しており、県警におきましても、マナーアップ大和路ステージ5を平成28年の3月まで実施して、飲酒運転やシートベルトの着用の運動を実施しております。檀原警察署管内におきましても、死亡事故は-2名という風に少なくなってきております。この状況を維持していけるよう、高齢者に対する実践的な交通安全教育を推進するとともに、通学路における交通安全対策、これを道路管理者等と協議しながら推進し、また、飲酒、速度違反等、重大事故に直結する悪質危険違反の取締りを強化してまいりたいと思います。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。今、関係職員のほうから議事の2番、3番をご説明いただきました。資料におきましては資料の1番、2番、また参考資料等々がございます。この報告に基づきまして、ご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

(委員)

金橋において、通学時間帯に、非常に危ない場所が2箇所あります。金橋の小学校の東側、それから坊城駅の自転車置き場の近くです。飛び出しが多い。学校側から警察のほうに連絡をしたとこ

ろ、早速、毎朝立っていただき、その方面を、朝、ずっとみていただいている。地域としても、そして学校側としても、感謝を申し上げます。ご協力をいただきありがとうございます。

さて、この通学路について、ひとつ、PTA、地域、小学校、中学校、保育所、幼稚園、それらの皆様で、高田バイパス下の通学路の安全のことで要望書が出ているかと思います。その件については、「国道事務所と話し合いがあり、歩道の工事をします」というところまで話を聞きました。夏休みにその工事を行います、ということでしたが、その後、いまだ工事は進んでおりません。その進捗状況、これからの状況等、お願いを申し上げたいと思います。

(学校教育課長)

この件に関しましては、亀岡市での事故を受け、平成24年5月18日に、地元の方、また警察、学校、教育委員会、そして市の関係課、PTAの方に現場をみていただき、そのなかで当初は、交通規制をしていこうというお話だったと思います。それで、警察のほうで検討されて、交通規制ではなく物理的な方法のほうがいいのではないかということで、先ほど委員さんがおっしゃられたように、通路を整備していくという方針に変わっております。国道事務所のほうからは、当初、委員さんもおっしゃられたように、夏中に整備を行いたいということを教育委員会としても聞いておりました。その中で、たとえば小さなゴミが落ちていけば学校のほうで清掃するとか、そういう日常的な通路の管理については、8月9日付で学校、教育委員会と国道事務所さんと覚書を交わしております。その後、国道事務所の方から、通路の高さの問題で設計が遅くなっているということで申し入れがありました。ただ、先日、11月19日に、その設計もでき、決裁も済み、関係機関との調整も済んで、今年中に工事をしていく、3学期からは子供たちが通れるようにしたいという連絡を受けております。以上でございます。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

今までの報告に対して、ご意見はありませんか。

では、それ以外の関係でも結構でございます。橿原市全般にわたり、安全安心な住みよいまちづくりに関することで日ごろお気づきのこと、多方面の関係で、ご意見のほどをよろしく願いをいたします。

まず、皆様の手元のところに、第1回から第13回までの提言および提言に対する対応結果という資料を配らせていただいておりますが、それに基づき、これまでどのような提言を皆さんからいただいていたのか、主だったところをご意見の参考にさせていただきたく、ご報告をさせていただきます。事務局のほうからお願いいたします。

(危機管理課長)

危機管理課については、防犯灯についてのご意見も種々ございました。現在、本市におきましては、防犯灯の老朽化したものを、今後交換する際にLEDに換えていく事業を行っております。その内容につきまして、担当のほうから、若干説明をさせていただきます。

(危機管理課長補佐)

当協議会の事務を担当しております危機管理課の生活安全係から、防犯灯にかかわる事業について、ひとつご報告させていただきたいと思います。

市では、「橿原市安全で住みよいまちづくりに関する条例」に基づく、安全で住みよいまちづくりの実現を図るための生活環境整備として、防犯灯設置補助事象を実施しております。提言をみて

みますと、ちょうど平成23年度に、本協議会におきまして、LED防犯灯の設置についてというテーマで、節電や電気料金節約対策として、LED防犯灯の設置を進めていけばどうでしょうかというご提言をいただいております。市では、これらの提言を受け、平成24年度から、従来の蛍光灯や水銀灯に代わるものとして、LED防犯灯を新たに設置したり、また、老朽化した蛍光灯をLED灯に交換する自治会の皆様に対し、補助金を交付しております。市内では現時点で約10,500灯の防犯灯が存在しますが、平成24年度から現時点までで約950灯、全体でいうと約9%の防犯灯がLEDに転換をしております。LED灯といたしますのは、目に見えやすい波長の光を保ち、蛍光灯と比較しても、明るく見える効果が高く、犯罪抑止や、歩行者等の安心感の確保につながると聞いております。また、消費電力が小さいために、蛍光灯に比べ電気代が4割ほど安くなります。また、約2年に1回程度球交換していただいていると思いますが、その球交換も不要となっております。このように、自治会の皆様方が負担される維持管理コストも格段に安くなるだけでなく、炭素排出量の削減、約60%程度の削減とおうかがいしております。環境負荷への配慮という社会的な観点からも、非常に優れていると考えております。

そして先ほどお伝えいたしましたように、市では平成24年度から、LED化を進めておりますが、LED灯の普及に伴いまして、自治会の皆様方からの需要が大きく増えております。そして、補助金の申請も急増しているというのが現状です。しかしながら、市の予算には限りがありますので、自治会の皆様方には、複数年計画を立てていただき、老朽化等で古くなったものから、順番にLEDへの転換をお願いして進めていくことをご了承いただいております。中には、最近設置した比較的新しい蛍光灯等がありますが、やはり、皆様方の貴重な財源で設置したものですので、新しいものについては、現時点では対象から外させていただき、老朽化しているものから順次着手していただいている状況です。そして、最終的には市内の全ての防犯灯をLED灯にすることを目指し、より一層力を入れて対応してまいりたいと考えております。以上です。

(会長)

今までの関係で、LEDの街灯について報告させていただきました。これを見ていただいて、また委員さんのほうで何か感じられることがありましたら、ご意見等お願いをいたします。

(委員)

LEDは犯罪防止になるということで設置をされていると思いますが、LEDをつけたために、犯罪はだいぶ少なくなっていますか。

(危機管理課長補佐)

LED化を進めさせていただいてまだ1年少しですので、数字的なものは、把握はできませんが、ただ、LEDに換えたり防犯灯を設置することによって、環境面での整備はできますが、やはりそれだけでは不十分であると考えております。やはりソフト面、地域の防犯活動、それから市としても自主防犯活動を応援していくという形で、ハード面・ソフト面と両輪で取り組んでいかなければならないと考えております。

(委員)

前に奈良県の方の会議で、ある地域から、こういう保安的な灯がいいという声が上がったのですが、警察の方からは、その件で、防犯になるという話は確かに聞かなかったのですが、最近は少し変わってきたということはあるのでしょうか。警察として、LED灯をつけることによって、確かに犯罪件数が減ってきたという風なことがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

(樞原警察署生活安全課長)

先ほどお答えいただいたように、その部分での統計はとっていないと思われます。ただ、先ほどもお答えいただいたように、環境整備、それと、防犯灯だけではなくカメラを設置したり、道路を見通しよくする等、全体的な部分で効果はあると思いますが、電灯のみの部分では把握していません。

(委員)

そうですか。どうもありがとうございます。

(会長)

その他にございますか。今おっしゃっていただきましたように、防犯灯の効果としては判らないということですが、現実的な樫原管内の犯罪件数や交通事故に関連して、市民の皆様こんなことをお願いしたいということがもしあれば、地域の協力等という話になってくるとは思いますが、警察の方から何かございますか。

(樫原警察署生活安全課長)

犯罪については、刑法犯の認知全体の数字は、去年より64件増えております。ただ、個々には減っている部分と、増えている部分があります。先ほど自転車盗のところでも少し触れましたが、自転車の鍵をかけずに駐輪して被害にあう人が多く、中には盗られてもいいやというような子どもさんもいると聞いております。被害者でみますと未成年者、特に多いのは中学生の年代であるということもあり、学校や教育委員会の方を通じて、生徒さんに物を大切にするというような部分で、基本的に自転車をとめるときには鍵をかけるようにというような指導もお願いしていますが、なかなか被害抑止に結びついていない部分があります。そのようなことで、まず現状を知っていただきたい。新聞等での広報、警察による広報啓発、警察官による防犯指導など、色々な面をあわせて、それぞれがちょっとした心配りによって犯罪が減ること、たとえば「自転車には鍵をかけてください、それによって自転車は盗られませんよ」というような意識付けを広める部分で協力していただければありがたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。広報啓発、また心配り、それが自主防犯活動の後ろにあるということですが、その意識付けをしていくための取り組みを重視していただきたいというお話でございます。まだ時間ございますので、何かございましたらご意見のほどをよろしくお願いいたします。

(委員)

町をきれいにしていく、あるいは明るくしていくという意味の中では、今LEDの運動については、危機管理課のほうでよくやってくれており、自治会としてすごく感謝しています。その意味で、町の活気のため、あるいは防犯に役立てるために町を明るくするには照明をLEDに換えたほうがいい。ただ、先ほどおっしゃった、LEDに換えて4割電気代が安くなるというようなことは、少し違うのではないですか。自治会で、10灯あるいは12灯という形で管理しています。それについて、関電との間の設定料金があります。町内では、十何灯と決めてお金を払っています。自治会が関電に払う分について、もう設定されているわけです。その辺はLEDに換えたとしても安くないということを言いたいです。

(会長)

交換は当然粛々とやっていくだけですが、その後の維持管理の関係、市だけではなく管理をしていただいている自治会への配慮等々の考え方があれば、ということで今ご意見をいただいたと思いますので、その方面でお願いをいたします。

(危機管理課長補佐)

今ご意見いただきまして、防犯灯の設置の方は補助金、市の方で交付しておりますが、維持管理につきましては、自治会の方でご負担いただいている状況があります。その中で、今までの蛍光灯なり水銀灯の防犯灯をLEDに換えていただくことによって、消費電力が下がりますので、料金区分が多少下がります。そのため、たとえば10灯ありましたら10灯分の料金設定もかなり下がるというふうに聞いております。関電の方からもそのようにご報告いただいております。

(委員)

各家庭の場合は、メーターがついているので、それで払うということになると4割減なら4割減で分かります。しかし、防犯灯で、自治会では10灯幾ら、12灯幾らということになってくると、本当に4割減なのかということになります。それでしたら、12灯そっくりLEDに換えていただきたいというような気持ちになります。家庭の電力の場合は、メーターがついているので、4割減ということでわかりますが、街灯、防犯灯の場合は違うと思います。

(危機管理課長)

失礼します。定額料金になっているということで、LEDに換えますと、その定額料金も下げてもらえるというふうにかがっております。

(委員)

私たち自治会は12個で幾らなのです。12個換えていただければ、おっしゃるとおりです。しかし、月に、あるいは何ヶ月に2灯という形で進んでいるのですよ。何年かかるのですか。

基本的に明るいほうがいいのです。防犯、道案内という意味も含め、また町の活気が、ということ考えたときには明るくした方がいい。これは確かです。仮に、全灯をそっくり換えてくれるなら、おっしゃるように4割減になります。それは結構なことです。しかし2本3本を交換しただけでは4割減にはならないということです。防犯灯に限っては、そのまま即値下げになっているわけではなく、それを申請し直さなかったら、旧のままの料金です。

私が申し上げたいのは全灯やっていたきたいということです。全灯LEDになったら明るくなっていい。消費電力も下がって、これはもう本当にいいことなのです。しかし一部を変えたのでは、メリットが少ない。おっしゃるように4割減にならないということです。

(危機管理課長)

ありがとうございます。市内に約1万本程の防犯灯があるということで、これを単年度では到底無理ですが、できるだけ早い期間に、といたしましても数年とか10年近い期間がかかるかとは思いますが、計画を立ててこれを交換していこうと取り組んでおりますので、料金体系のほうもちょっと加味しながら、交換にあたっていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。防犯灯のLEDへの切り替えにつきましては予算が絡んできます。今、ソフト面の話、管理面の形として、関電さんとの協議ということについても少し視点を置いていただいて、協議を始めていただくということもできるのかなと思います。後、予算的なものにつきましては、できるだけ頑張っていきたいということになりますのでよろしくお願いをいたします。

今までのご意見、4点か5点は出ております。通学路の関係、現状に応じた取り組みをみてほしいというお話だったと思います。2番目として、犯罪現象に対してのソフト面での取り組みの中で、犯罪現象を減らすためには現状を知っていただきたい、そのための広報啓発、協力体制を作り上げていくという意識付けをするためにはどういうことをすればいいか、というようなご意見

だったと思います。それと、防犯灯の関係につきましては今色々ご意見が出ました。種類としては3種類ほど出てきていますが、今申しました以外で何かお気づきの点がございましたら皆様お願いをいたします。

よろしいですか。それでは、開始から一時間以上経っておりますので、皆様のご意見を総括させていただきます。まず、自主防犯への意識付けや、市民の協力をお願いしたい、そのためにどのようにしていくのか、という関係です。これは警察の方からも出てまいりましたように、特に未成年者に対する意識付けの取り組みに、特に留意して重点的にやっていきたいという内容だと思います。2つ目がLEDの防犯灯の関係でございます。少しでも早いペースでLED化を進めることへの取り組み。また、自治会の維持管理の関係で、電気関係の新たな取り組みができないかどうか探ってみるという内容だと思います。それともう一点、通学路の関係については、これはずっと命題となっておりますので、通学路の現状について、昨年等々から市でも取り組んでおりますが、より重点化をし、安全な通学路を進めるために、通学路の問題点を現状にあわせて把握していくという形での取り組みをお願いしたいと思います。

大きくは3つでございます。今回、録音をしていますので、内容をもう一度確認させていただきまして、これを少し調整させていただくかもしれませんが、この内容で、総括させていただきたい。今後取り組んでいく内容としていきたいと思っております。

それでは事務局の方から何かございますか。それでは、この内容で、本日の第15回榎原市生活安全推進協議会のまとめをさせていただきます。ご意見にもとづき、市の施策に取り組んでいくということをご理解をいただきたいと思っております。本日は長時間にわたりまして色々ご意見をいただきましてありがとうございました。

これからも、この意見を参考にさせていただきまして、安全安心なまちづくりに取り組んでまいりますのでよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。では事務局の方、お願いいたします。

(事務局)

以上をもちまして、平成25年度第15回生活安全推進協議会を閉じさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。